

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険条例（平成 17 年東近江市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定中「5 人」を「3 人」に改め、同項第 4 号中「2 人」を「1 人」に改める。

第 8 条中「基礎賦課額（国民健康保険法施行令）の次に「(昭和 33 年政令第 362 号)」を加え、「国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号」を「同令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号」に、「国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号」を「同令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 22 条第 1 項第 1 号」を「第 25 条第 1 項第 1 号」に、「同号」を「第 25 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 24 条中「第 25 条第 1 項各号」を「次条第 1 項各号」に改める。

第 25 条第 2 項中「(同項に規定する第 1 号の 1 人当たり軽減額、第 2 号の 1 人当たり軽減額及び第 3 号の 1 人当たり軽減額)」及び「(「第 1 号の 1 人当たり軽減額、第 2 号の 1 人当たり軽減額及び第 3 号の 1 人当たり軽減額)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定は、平成 31 年 2 月 11 日から施行する。

提案理由

国民健康保険の都道府県単位化に伴い滋賀県国民健康保険運営協議会が設置されたことにより、東近江市国民健康保険事業運営協議会で審議すべき議事が縮減されることから委員定数の見直しをしたく、本議案を提出するものである。